

古物営業の許可を申請するにあたっての注意事項

1. 欠格事由

以下のような理由があれば、古物営業の許可を受けることはできません。

(例)

- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は古物営業法違反（無許可営業等）、若しくは窃盗、背任、遺失物等横領、盗品有償譲り受けの罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないもの
- ・ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で、古物営業法施行規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律により公安委員会から命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
- ・ 住居の定まらないもの
- ・ 古物営業の許可を取り消された日から起算して5年を経過しないもの
- ・ 法人の役員で、古物営業法第4条第1号から第8号までのいずれかに該当するもの

2. その他

- (1) 許可を受けるまで、約40日かかります。（状況により、前後する場合があります。）
- (2) 許可前に申請を取り下げた場合であっても、申請時に納付された手数料は原則お返しできません。
- (3) 許可申請中は古物営業を営むことはできません。
- (4) その他ご不明な点がございましたら、各警察署生活安全課（刑事・生活安全課）までお問い合わせください。